

○総務省令第四十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百八十五条の十三第二項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月七日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口)
 第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口(次条及び
 第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」という。)は、第一号及び第二号により
 算出した数の合計数(特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数)とする。

一 国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国
 勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査人口等基本集計第三二二表(年齢
 (各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人)の表頭
 「総数(年齢)」のうち総数の欄の数から「(再掲)〇〇四歳」、「(再掲)五〇九歳」
 、 「(再掲)十〇十四歳」及び「(再掲)十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数

二 国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国
 勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状
 態等集計第二表(常住地又は従業地・通学地(二十七区分)による年齢(五歳階級)、男
 女別人口、就業者数及び通学者数)の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県
 内他市区町村に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五
 〇十九歳」の各欄の数を控除した数と「うち他県に常住」の表側「総数(男女別)」の欄
 の数から「十五歳未満」及び「十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国
 勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状
 態等集計第二表(常住地又は従業地・通学地(二十七区分)による年齢(五歳階級)、男
 女別人口、就業者数及び通学者数)の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自
 市内他区に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五〇十
 九歳」の各欄の数を控除した数

附 則

(福島県双葉郡楢葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例)

第八条の四の二 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村
 並びに相馬郡飯舘村に対する第十六条の四の三の規定の適用については、当分の間、同条中
 「第一号及び第二号により算出した数の合計数」とあるのは「第一号及び第二号により算出
 した数の合計数に平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に
 記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載
 されている者の数で除して得た率を乗じて得た数」と、同条第一号及び第二号中「平成二十
 七年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、同条第一号中「平成二十

(法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口)
 第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費基礎人口(次条及び
 第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」という。)は、第一号及び第二号により
 算出した数の合計数(特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数)とする。

一 国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国
 勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三二二表(年齢
 (各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人)の表頭
 「総数(年齢)」のうち総数の欄の数から「(再掲)〇〇四歳」、「(再掲)五〇九歳」
 、 「(再掲)十〇十四歳」及び「(再掲)十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数

二 国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国
 勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等
 集計第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び就業者
 数)の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」の表側「
 総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五〇十九歳」の各欄の数を控除し
 た数と「うち他県に常住」の表側「総数(男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「
 十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて平成二十二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国
 勢調査の結果として公表された平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等
 集計第一表(常住地又は従業地・通学地による年齢(五歳階級)、男女別人口及び就業者
 数)の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自市内他区に常住」の表側「総数
 (男女別)」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五〇十九歳」の各欄の数を控除した数

附 則

〔新設〕

七年度勢調査人口等基本集計第三―二表」とあるのは「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表」と、同条第二号中「平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（二十七区分）による年齢（五歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数）」とあるのは「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。